様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 9月11日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ほくりくかもつうんゆかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 北陸貨物運輸株式会社  （ふりがな）やまだ　みきひで  （法人の場合）代表者の氏名 山田　実紀秀  住所　〒921-8042  石川県 金沢市 泉本町４丁目１８番地  法人番号　6220001006299  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取組み | | 公表日 | ①　2025年 6月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ ＞ トップ ＞ DXへの取り組み ＞ DX推進の取り組み  　http://hokurikukamotsu-inc.jp/publics/index/83/  　トップ ＞ DX推進の取り組み ＞ 経営ビジョン、DXに取り組む背景  http://hokurikukamotsu-inc.jp/publics/index/83/ | | 記載内容抜粋 | ①　【当社の経営ビジョン】（企業経営の方向性）  当社は安全・丁寧・スピーディーを基本理念とし、石川県金沢地域を中心に長年の経験と実績を活かした質の高い運送サービスなどを提供することで、人と人、企業と企業を結ぶ懸け橋として社会に貢献していく。  また、絶えず新しい技術を開発・導入することで、生産性向上や企業成長にも取組むとともに、高い顧客信用力や社員のクオリティを強みとして、事業環境や顧客ニーズの変化などに、常に適格に応えていく企業を目指していく。  【ビジネスモデルの方向性】  運送サービスのさらなる品質向上や新たな市場獲得を通じた収益の維持拡大と、サービスを下支えする各業務の生産性向上を通じた事業基盤の強化の両立を実現していく。  【情報処理技術の活用の方向性】  当社はDX推進の取り組み「Digital Transformation of HOKKA」を掲げ、デジタル技術を活用した、配車・在庫等各業務の生産性向上を実現するとともに、デジタル技術を企業成長につなげられる人材の育成やデジタル化した自社保有データの分析を通じて、収益の維持拡大等に寄与する施策を実施していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　上記記載内容は、取締役会で承認された事項に基づいて内容を公開している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取組み | | 公表日 | ①　2025年 6月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ ＞ トップ ＞ DXへの取り組み ＞ DX推進の取り組み  　http://hokurikukamotsu-inc.jp/publics/index/83/  　トップ ＞ DX推進の取り組み ＞ DX実現のための具体的戦略　＞ 【基本方針】【具体的な施策】  http://hokurikukamotsu-inc.jp/publics/index/83/ | | 記載内容抜粋 | ①　【基本方針】  ■24年に稼働開始した受注管理システム（自社開発/以下新システム）を中心に業務のデジタル化を進め、生産性向上を図る。  ■各システムが保有しているデータを集約する「統合データ基盤」を構築したうえで、「集約データの利活用」を通じて、さらなる企業成長や生産性向上につなげる。  【具体的な施策】  ●アナログ業務のデジタル化  事前受注情報（受託簿）の新システム登録業務や在庫管理業務等、紙（EXCEL）が残っている業務へのシステムを導入。  ●各データの集約  各システムに保有しているデータ（受注データ・動態データ・車両データ・ドライバーデータ等）を集約する「統合データ基盤」の構築。  ●データ分析・活用と施策実施  集約データの分析・活用を通じて、営業効率向上や配車計画自動化など、企業成長や生産性向上に資する各施策等の実施。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　上記記載内容は、取締役会で承認された事項に基づいて内容を公開している。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取組み  　トップ ＞ DX推進の取り組み ＞ DX推進のための体制/人材育成・確保 ＞ 【体制】【人材育成・確保】  http://hokurikukamotsu-inc.jp/publics/index/83/ | | 記載内容抜粋 | ①　●体制  DX戦略の推進主体として、IT推進室を設置。代表取締役が「推進責任者」となり、その直下の「推進補佐」が全社のDXを推進する。  ・DXの企画・計画・実行状況確認→推進責任者  ・DXの実行・実行状況報告→推進補佐  ●人材育成・確保  上記「推進責任者」および「推進補佐」を中心に、各部署のデジタルツールの活用ニーズを確認し、さらにDXサービスの提供者など外部からの支援を通じて、業務とデジタル技術の両方に精通する社員の育成を図る。  具体的には、従業員のモチベーション創出・意識向上、および実際の知識習得育成等を通じたDX人財育成を実施する。  加えて、専門性の高いデジタル技術の活用に際しては、社外の専門家やベンダーなどとの協力が不可欠となるため、金融機関等との連携により外部コンサルを活用して体制を強化するとともに、取り組みの継続性を確保することで、社員全体のITリテラシーをさらに高めていく。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取組み  　トップ ＞ DX推進の取り組み ＞　DX実現のための具体的戦略  http://hokurikukamotsu-inc.jp/publics/index/83/ | | 記載内容抜粋 | ①　・上記「IT推進室」が主体となり、金融機関等の外部の支援者やDXサービスの提供者と連携しながら、DX情報を収集し、社内での検討・協議を深め、当社のDX戦略に最適なデジタル技術の導入・活用を進める。  ・具体的には、「RPA」「在庫管理システム」「DWH」「ETL」「BIツール」などの導入・構築の検討を進めていく。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取組み | | 公表日 | ①　2025年 6月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ ＞ トップ ＞ DXへの取り組み ＞ DX推進の取り組み  　http://hokurikukamotsu-inc.jp/publics/index/83/  　トップ ＞ DX推進の取り組み ＞ DX実現のための具体的戦略　＞ 【実現に向けたステップ】  http://hokurikukamotsu-inc.jp/publics/index/83/ | | 記載内容抜粋 | ①　●26年：  ・「(2) 具体的な方策（戦略）」に記載の「アナログ業務のデジタル化」への対応として、「RPA」「在庫管理システム」を導入・構築のうえ、運用を開始する。  ・また、DX推進体制強化に向け、業務とデジタル技術の両方に精通するDX人材を7名育成する。  ●27年：  ・「(2) 具体的な方策（戦略）」に記載の「データ集約」への対応として、「DWH・ETLを活用したデータ集約基盤」を構築・導入のうえ、運用を開始する。  ●28年：  ・「(2) 具体的な方策（戦略）」に記載の「データ分析・活用と施策実施」への対応として、「BIツール」等でデータを分析した結果に基づき、企業成長や生産性向上に資する施策を実施する。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 6月30日 | | 発信方法 | ①　DX推進の取組み  　当社ホームページ ＞ トップ ＞ DXへの取り組み ＞ DX推進の取り組み  　http://hokurikukamotsu-inc.jp/publics/index/83/  　トップ ＞ DX推進の取り組み ＞ トップメッセージ  http://hokurikukamotsu-inc.jp/publics/index/83/ | | 発信内容 | ①　ドライバーの人手不足、燃料高騰など、物流業界を取り巻く環境は、大きな変化を迎えつつあります。  そのような環境の中で、私たち北陸貨物運輸は、デジタルトランスフォーメーション（DX）の実現を通じて、質の高い運送サービスなどを提供し続けることで、人と人、企業と企業を結ぶ懸け橋として社会に貢献したいと考えています。  また、当社のみならず当社のステークホルダー全体が良くなるよう、当社の「DXを推進する過程」「システム導入による業務効率化の体験談」「教育内容」などについての情報発信を当社ホームページ上で積極的に行いたいと考えています。  併せて、成功事例だけでなく失敗から学んだ教訓も共有していきます。  今後も、データ分析やBIツールの活用など、更なるデジタル化を進めながら、その過程や成果を広く発信し、地域全体のデジタルトランスフォーメーションの促進に貢献したいと考えています。  将来的には同業他社のDX推進を支援したいと考えています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 6月頃　～　2023年 6月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 5月頃　～　2025年 6月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。